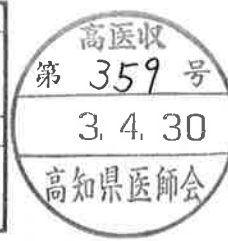


会 長	副 会 長	庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	係 長	担 当	受 付
				(岡林)



(地 61) (介 25)  
令和 3 年 4 月 30 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会

副会長 猪口 雄二

(公 印 省 略)

クラスターが発生した医療機関・介護施設等へ医師を除く看護・リハビリ・  
介護職等のみの派遣に係る補償制度について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本医師会では新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」（令和 3 年 2 月 3 日 日本医師会・四病院団体協議会・全国自治体病院協議会）に基づき、各地域においてご要望がありましたクラスターが発生した医療機関や介護施設等へ医師を除く看護・リハビリ・介護職等のみの派遣の際の補償について、この度、『COVID-19 JMAT 制度』では対象外となる部分をカバーする新たな補償制度の仕組みを損害保険会社と調整いたしました。この制度は、都道府県医師会・郡市区医師会や病院団体等または地方自治体が契約者となり、地域の実態に即した内容で個別に契約できる仕組みです。

本補償制度に関する詳細なご説明やご加入等の相談につきましては、引受保険会社：損保ジャパン本社または各地域の担当窓口において対応いたします。本制度における詳細については、別添参考資料をご参照願います。

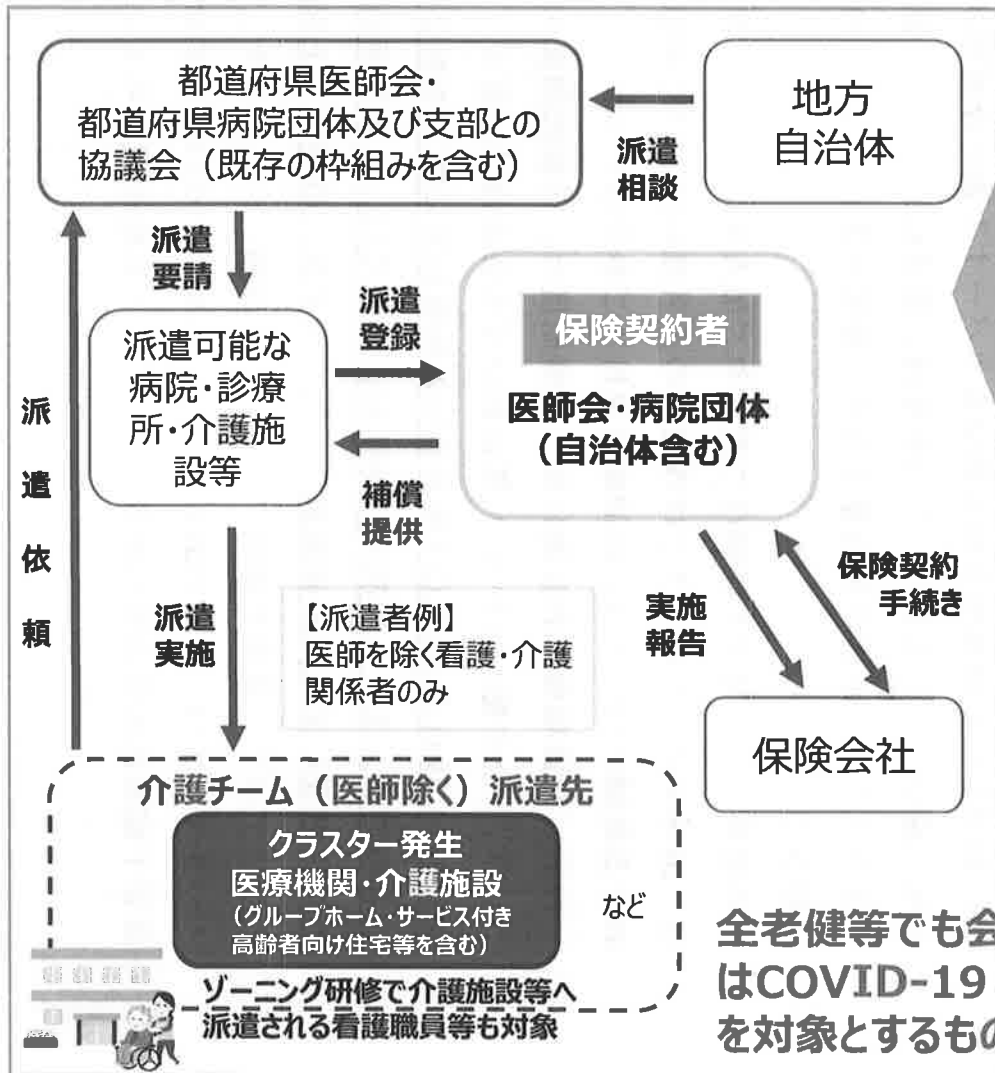
なお、介護職員等の派遣に伴う補償制度は、公益社団法人全国老人保健施設協会（以下、「全老健」という。）等においても会員向けに行っております。本制度は、COVID-19 JMAT 保険および全老健等の補償制度に加入できない派遣隊員を対象とするものです。また、本制度の保険料については、日本医師会「新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保調整業務支援事業」の補助（上限 500 万円）の対象といたしますので、是非ご活用の程よろしく願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配の程よろしく願い申し上げます。

# 日本医師会提案の傷害保険概要

クラスターが発生した医療機関・介護施設等への医師を除く看護・リハビリ・介護職等のみの派遣について、『COVID-19 JMAT制度』では対象外となる部分をカバーする新たな補償制度の仕組みを保険会社と調整しました。本制度は、都道府県医師会・郡市区医師会・病院団体等または地方自治体が契約者となり、地域の実態に即した内容で個別に契約できる仕組みです。

## 【新たな補償制度の全体イメージ】



## ■派遣者への補償内容（例）

区分	介護施設への派遣者（医師除く）向け新型コロナウイルス感染症補償
制度の内容	医療機関・介護施設（グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅等を含む）への派遣者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の死亡・後遺障害、入・通院を補償
補償の対象	COVID-19 JMAT派遣チームとして登録要件を満たさない介護派遣チーム（医師除く看護・介護職員等の派遣）
補償額 一人あたり掛金（例）	死亡・後遺障害：1,000万円 入院日額：10,000円 通院日額：5,000円 保険料：1,170円（1日1名の保険料） ※天災危険補償・熱中症危険補償有 →補償内容は地域の実態に即した内容で個別に契約可能です。

### 制度支援

#### 日本医師会

- ・補償制度の情報提供
- ・保険料の補助

全老健等でも会員向けに派遣者を対象とした補償制度がありますが、本制度はCOVID-19 JMAT保険および全老健等の補償制度に加入できない場合を対象とするものです。

## クラスターが発生した医療機関・介護施設等へ医師を除く 看護・リハビリ・介護職等のみの派遣に係る補償制度について

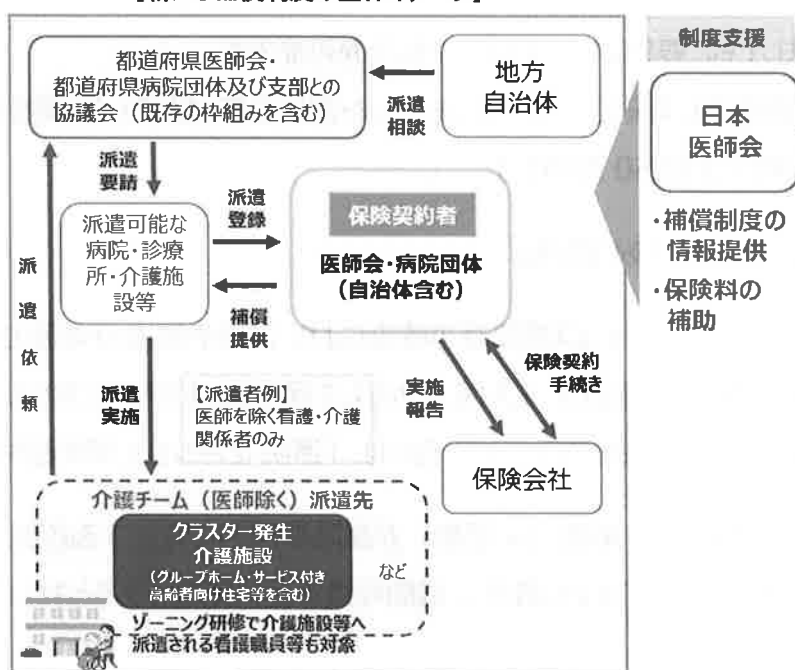
現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ならびに各地における医療提供体制の確保等を目的に、各地域では様々な派遣対応がおこなわれており、JMAT 派遣者におかれましては貴会が契約者となり COVID-19JMAT 保険が用意されております。一方、医師を除く看護・リハビリ・介護職等のみの派遣ニーズもあることを踏まえ、この度、JMAT では補償対象外の派遣者をカバーする「受け皿」の補償制度を創設いたしました。

### 1. 看護・リハビリ・介護職等のみの派遣に係る補償提供

JMAT や全老健等介護団体などの補償制度の対象とならない派遣チームが、安心して派遣先業務を担えるよう、医師会や病院団体（自治体も含む）が契約者となっていただき、新型コロナウイルス感染症を補償する保険を提供します。補償提供の全体イメージは以下のとおりです。

※従来は医師をはじめとする医療チームに限定した引受けでしたが、医師を除く介護職のみのチームなど医療従事者がいない場合でも対象とします。

#### 【新たな補償制度の全体イメージ】



※国や地方自治体からの要請を受けた派遣であり、日本医師会「COVID-19JMAT」や、全老健等各団体の補償制度の対象とならない派遣チームへの補償の提供を目的としています。

※“医師を含まない”チームの派遣先としては、「クラスター発生医療機関・介護施設等」、「新型コロナウイルス感染症患者受入機関」、「後方支援医療機関」、「ゾーニング指導先施設」、「ワクチン接種会場・施設」等を想定しています。

## 2. 補償の内容

①本保険は、傷害保険で派遣期間中（往復途上を含む）にケガをされた場合に補償するほか、同期中に「新型コロナウイルス感染症」に感染した場合にも補償します。

※感染症については、「新型コロナウイルス感染症」のみが補償の対象です。

②補償内容をご要望に応じて設計いたします。なお、補償項目における条件額は下記のとおりです。

補償項目	補償の上限額（下記金額以下で設定ください）
死亡・後遺障害	5,000 万円
入院日額	1 日につき 15,000 円
通院日額	1 日につき 10,000 円

※入院補償は事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数、通院補償は事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として支払います。

③以下特約につきましてもご要望に応じて付帯することが可能です。

「熱中症危険補償特約」、「天災危険（地震・噴火・津波に伴う損害）補償特約」「特定指定感染症一時金支払特約（上限 50 万円）」

※休業補償、遺族補償等はありません。

④本保険において、新型コロナウイルス感染症の感染により、医師や都道府県等の指示などにより宿泊療養や自宅療養をする場合は、「入院」とみなして保険給付の対象となります。また、電話や情報通信機器を用いた医師の診察を受けた場合には、「通院」とみなして保険給付の対象となります。

⑤一般的な傷害保険であれば、事故（＝受傷）が保険期間内に発生する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症は発症するまでに最大 2 週間程度の潜伏期間があるとされているため、保険期

間内に「発症（受傷）」があることを「保険金をお支払いする場合の条件」にするのではなく、保険期間内に「感染」したことを「保険金をお支払いする場合の条件」にしています。

- ⑥派遣業務中に新型コロナウイルス感染症に感染したか否かの判断は、補償期間（派遣業務日）から数えておおむね2週間を基準とします。なお、新型コロナウイルス感染症に感染した後、保険金請求をおこなう際には、派遣業務前から発症までの前後の行動を申告いただく必要があります。

### 3. 契約者

派遣を担う都道府県医師会・都市区医師会や病院団体（自治体も含む）を想定しています。

※契約者は派遣状況を管理（名簿の備付け）いただき、実績をご通知いただく必要があります。

### 4. 被保険者

国や自治体等から要請され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や病床確保等を目的に派遣されるチームに属する従事者（主に医師を含まないチームを想定しています）

【被保険者例】：看護職員、介護職員、リハビリ職員、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、  
その他事務職員 等

※同一法人内での人員の融通、派遣については本保険においては対象外となります。

### 5. 保険料

ご要望される補償内容により保険設計を行い、お見積もりいたします。

以下にお見積もり例を記載します。

【保険料例】 ※保険料は1日1名の保険料となります。

補償項目	補償額設定例
死亡・後遺障害	1,000万円
入院日額	1日につき10,000円
通院日額	1日につき5,000円

※特定指定感染症危険補償特約・天災危険補償特約・熱中症危険補償特約有

上表補償額設定例の場合の保険料：1,170円（1日1名の保険料）

## 6. 保険料の精算について

本保険の契約時は暫定保険料（最低保険料 1,000 円）をお支払いいただき、毎月の通知実績に基づき、保険期間終了後に確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算いただきます。

## 7. 問い合わせについて

本保険に関する詳細のご説明やご不明点の問い合わせ、ご加入の相談につきましては、各都道府県医師会様・各都市区医師会様の担当窓口である弊社営業店、もしくは日本医師会様の担当窓口である以下部署までご連絡をお願いします。

【照会先】 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第一課

TEL : 0 3 - 3 3 4 9 - 5 1 1 3

以上